

平成29年12月13日

於・1002会議室（10階）

第1047回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信 用地上基幹放送を行う基幹放送局の予備免許について（中国・四 国広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許） （諮問第26号）	1
(2) 日本放送協会所属の基幹放送局における電気通信設備の変更の許 可について（デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の予備 送信所の設置） （諮問第27号）	7
(3) 日本放送協会の旧熊本放送会館の建物を貸与する業務の認可につ いて （諮問第28号）	11
3. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
○ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（無線局免許 申請手続等に係る規制緩和等を図るための制度整備） （諮問第29号）	16
4. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 「周波数再編アクションプラン（平成29年11月改定版）」の公 表について	22
(2) 第4世代移動通信システムの普及のための周波数の割当てに関す る意見募集の実施について	33

(3) 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)

等に盛り込まれた電波制度改革について 47

5. 閉 会 53

開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。

情報流通行政局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局関係)

(1) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の予備免許について(中国・四国広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許)

(諮問第26号)

○吉田会長 よろしいでしょうか。それでは、審議を開始いたします。

まず、諮問第26号になりますが、「99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の予備免許について(中国・四国広域圏「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許)」につきまして、三田地上放送課長からご説明をお願いいたします。

○三田地上放送課長 本日の諮問は、中国・四国広域圏のV-Lowマルチメディア放送親局の予備免許についてです。前回の審議会で、東北広域圏のV-Lowマルチメディア放送親局の予備免許のご審議をいただきました。今回は、その中国・四国版ということでご理解いただければと思います。

資料の2ページです。諮問の背景ですが、平成25年にV-Lowマルチメディア放送の制度整備を行っております。平成26年7月にV-Lowマルチ

メディア放送の特定基地局に係る株式会社VIPの開設計画を認定ということで、このとき、全国7地域に分けてハード整備を行うという開設計画を認定しております。この計画に基づきまして、平成27年に3地域、具体的には九州・沖縄広域圏と関東・甲信越広域圏と近畿広域圏、平成28年には東海・北陸広域圏、平成29年には東北広域圏の親局に対して予備免許を付与しておりますので、合計5地域について予備免許が付与されているという状況でございます。このうち東北広域圏を除く4地域については、既にサービスが開始されているという状況です。

諮問の概要ですが、今般、株式会社VIPから中国・四国広域圏について、電波法第6条第2項の規定に基づき、無線局（親局）開設の申請がなされました。審査の結果、同法第7条第2項各号の規定に適合していると認められるので、同法第8条第1項の規定に基づき、予備免許を付与することとしたいというものです。なお、予備免許に当たっては、既設無線局との干渉調整のため、同法第104条の2第1項の規定に基づき、条件を付す予定であり、これも東北広域圏のときと同じでございます。

3ページ目です。申請の概要ですが、申請者は、株式会社VIP、無線局の名称は、V-Low広島、運用開始の予定期日は、免許の日から6月以内の日、希望する周波数及び空中線電力は、99MHz帯から103.5MHzまでの1kW、無線設備の設置場所は、送信所、演奏所ともに広島県広島市です。

申請者の概要、つまりVIPの概要ですが、本社所在地は東京都千代田区、設立は平成26年1月、資本金は、資本準備金を含めて約28億円、出資者は株式会社ジャパンマルチメディア放送、主な事業はマルチメディア放送の基幹放送局提供事業、役員は資料に記載のとおりエフエム東京の社員が兼務しているという状況でございます。

現在のV-Lowマルチメディア放送の免許・認定状況としては、ハードに

つきましては、7地域のうちの5地域が免許又は予備免許を付与されており、そのうち4地域でサービスが開始されているという状況です。ソフト事業者につきましては、4地域で既に認定されています。残る3地域につきましても、今後、順次認定を受け、サービスを開始していくという予定になっております。

主な番組イメージとして、TS ONEというサービスでは、主にデジタルネイティブ世代をターゲットにした番組を展開するという事で、人気声優によるアニメソングを中心とした番組や男性アイドルの特集番組などを放送しています。また、アマネク・チャンネルは、主に車に乗っている方向けで、高音質のデジタルサウンドミュージック、ドライブ情報、最新のライフスタイル情報、ニュース、各エリアの天気予報、ドライブスポット情報を24時間視聴者に提供している番組です。そのほか、i-dio Selectionという、ジャズやクラシックなどの音楽を提供する番組もございます。

前回は主にこの3つということでご説明させていただきましたが、11月6日からアニソンHOLICという番組が追加されました。地上波放送初となるアニメソングに選曲を限定したアニメソング専門のチャンネルが始まっております。

防災分野におけるV-Lowマルチメディア放送の活用例としては、これも前回ご説明させていただきましたが、兵庫県の加古川市で今年度実証実験を行っているところであり、防災ラジオの自動起動などにより、災害情報の伝達をこのV-Lowマルチメディア放送を使って行うという実証実験を現在行っているところです。

次のページからが審査結果の概要です。結論としましては、電波法第7条第2項第1号、第2号、第3号、第7号などに照らして審査を行った結果、いずれも適合していると認められるということです。

具体的には、まず技術審査については、工事設計の電波法第3章に定める無

線設備の技術基準への適合性などを審査しております。審査の結果、いずれの項目も適合しているものと認められました。ただし、予備免許に当たり既設無線局、具体的には航空無線航行業務の無線局との干渉調整のため、試験電波の発射に際して段階的に出力を上げることとする等の条件を付すこととしております。

次に、特定基地局の開設指針への適合性ですが、申請者の特定基地局の開設計画は、平成26年7月に総務大臣の認定を受けたものであり、本申請では、計画認定時と比べて特定基地局整備の後ろ倒し等が生じているものの、特定基地局の開設指針等の各規定を満たす計画であるため、適合していると認められます。

次のページは、審査結果の概要の続きです。業務を維持するに足る経理的基礎の有無については、前回の東北広域圏のときの申請と全く同じ記載となっております。収入、支出が適切に計上されており、2020年度に当期純利益が単年度黒字に転換する事業計画となっております。

売上高は、主にソフト事業者からの放送局設備提供役務料金収入が計上されています。営業費用は技術費、減価償却費、受信障害対策費、電波利用料等が計上されています。

これは、2017年度から2021年度までの5年間に、開設計画上の大規模・中規模局52局、小規模局132局、合計184局を整備するという計画を前提とした事業計画となっております。

VIPは7地域のうち、2016年3月に関東・甲信越広域圏、近畿広域圏、九州・沖縄広域圏の3地域、2016年7月に東海・北陸広域圏においてサービスを開始していますが、今般、中国・四国広域圏において年度内にサービスを開始するということで申請がありました。前回の審議会でご審議いただきました東北広域圏につきましては、本年度内のサービス開始を目指し、残る北海

道につきましては、来年度中のサービス開始を見込んでいますので、これらを前提とした事業計画になっております。

キャッシュフローにつきましては、5年間のキャッシュフロー計算書によれば、特定基地局の整備等に充てる資金として、VIPの親会社であるジャパンマルチメディア放送から120億円を借り入れ、また、40億円の増資を行うということで、期間を通して資金不足とならない計画としているという状況です。また、ジャパンマルチメディア放送については、VIPへの貸し付けに充てる資金として、5年間で140億円の外部資金調達を行う計画となっております。以上のとおり、事業収支見積もり等の記載内容は客観的に適切なものであり、確実に事業計画を実施することができるものであると認められるという審査結果になっております。

説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

ないようでしたら、まず私のほうからご質問させていただきたいと思います。

売上高につきまして、放送局設備提供役務の料金収入ですか、いわゆるソフト事業者からの収入が主であるという話があったのですが、そういう意味では、本日のお話の中では、受信機の数をどうやって増やしていくかという話は一切なかったのですが、これは非常にポイントとなる点かなと思っております。以前お伺いしたときは、当初は無料の受信機を一定数配布するとか、スマホにも入れていくとか、いろんな受信機を増やす方策をお伺いしたことがあるのですが、現状、受信機を増やす方策というのはどの程度進められているのでしょうか。

○三田地上放送課長 ご指摘のとおり、受信機については非常に課題になって

おりまして、各地域でサービスを開始するときに、V-Lowマルチメディア放送が受信可能なWi-Fiチューナーを無料で配布しているという状況です。今回も事業者の予定では無料配布をする意向はあるようです。ただ、それだけでは配布数に限界があり広がりがないということで、V-Lowマルチメディア放送が受信できるスマートフォンの販売にも取り組んだようですが、売れ行きがよくなかったと聞いておりますので、ご指摘のとおり、端末の普及は大きな課題になっております。

一方で、このサービスの認知度が高まって、サービスが向上することにより端末の開発、販売が進むことが期待されますので、サービス向上と端末普及は表裏の関係にあるのではないかと考えております。事業者としては、端末の開発、普及を進める一方で、先ほどのアニソンHOLICのように、コンテンツを充実させて、ニーズを高め、認知度を高めて、端末が欲しいと思われるような環境をつくり、端末を普及させていくという正の循環に持っていきたいということで工夫をしているところですが、なかなかこれといういい手が出てきていないという状況でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。確かにコンテンツが重要だということは皆さん異論のないところかなと思います。今回のお話ではアニメソングに限定したアニソンHOLICとか、もう一つは、加古川で今実験されています防災分野への活用例の紹介がありましたが、確かにこれらはそれなりに魅力的かなと思うのですが、全体を拝見していますと、地上波の跡を使う、貴重な電波を使っているものとしては、もう一つ何か多くの国民が是非見てみたいと思うようなV-Lowならではのコンテンツが欲しいなというのがちょっと感じるところです。これは事業者に期待しないといけないのかもしれませんが、そのあたりのご指導のほどどうかよろしく願いいたします。

○三田地上放送課長 おっしゃるとおりだと思いますので、事業者にしっかり

伝えておきたいと思います。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに特にご意見がないようですので、諮問第26号につきましては、諮問のとおり予備免許を与えることが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

(2) 日本放送協会所属の基幹放送局における電気通信設備の変更の許可について(デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の予備送信所の設置)

(諮問第27号)

○吉田会長 それでは、次に諮問第27号「日本放送協会所属の基幹放送局における電気通信設備の変更の許可について(デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の予備送信所の設置)」につきまして、坂中放送技術課長からご説明をお願いいたします。

○坂中放送技術課長 坂中でございます。それでは、お手元の諮問第27号説明資料に基づいてご説明申し上げます。本件につきましては、NHKが松江放送局につきまして、災害等により主送信所が使用不能となる事態に備えて、新たに予備の送信所の設置を希望しているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目のスライドをごらんいただきたいと思います。現在のNHKの松江放送局の構成が左の図に書いてあるとおりでございます。スタジオが松江市の灘町にあって、そこから中継回線で無線を使いまして、主送信所があります澄水山というところから電波を出しておると

ということでございまして、それぞれ澄水山には第1装置、第2装置ということで、現用、代替の送信機が設置されておる状況でございます。今回それに加えて、右の図にありますとおり、澄水山の隣にございます枕木山という山に新たに予備送信所を設けて、第3装置ということで予備の送信機も設けて、スタジオがあります灘町との間を有線のルートで結ぶことで、万一主送信所が災害等で送信ができなくなった事態にも予備の送信所から送信をするように設備を変更したいという中身でございます。

次の3ページをごらんいただきたいと思いますが、地図で書いてございますけれども、スタジオがあります松江市の右上に現在の主送信所がございまして澄水山、赤い丸印でございまして、現在のサービスエリアが赤い線でございまして、その隣にございます枕木山が今回、増設を希望しております予備送信所でございますが、こちらのほうのサービスエリアを青い線で書いてございます。基本的には予備の送信所でございますので、現在のサービスエリアを超えない範囲で、できるだけその電波が広く行き渡るような形でサービスエリアを設計しておるところでございます。

具体的な予備送信所の設置に伴う変更の諸元でございますが、次の4ページをごらんいただきたいと思いますが、まず、電波の型式とか周波数は変わりませんので、主送信所と同じものでございます。空中線電力につきましては、現在の主送信所のほうは1kWの電力で放送しているわけでございますが、今回の予備送信所につきましては、(注)として100Wということで書いてございますけれども、やはりサービスエリアが主送信所を超えないようにすることもございまして、出力を100Wにしてございます。注として、この空中線電力の使用は、非常災害時等によって主送信所が故障等で使用不能のときに、予備送信所から放送する場合に限る。この場合、「減力して放送を実施している」旨の放送を行うことという注をつけてございます。

続きまして、無線設備の設置場所でございますが、これにつきましては、現在の主送信所の住所に加えまして、予備送信所の住所を追記してございます。

それから、放送区域内の世帯数でございますが、現在の主送信所の世帯数は約19万世帯でございますが、先ほどのサービスエリアの図にございますとおり、予備送信所を使う場合には、若干サービスエリアが狭くなるということで、放送区域内の世帯数としては12万弱という形になってございます。ただ、予備の予備ということでございますので、こういった形でも何か起きたときには、少なくとも12万世帯にはこのサービスが届けられるということでございます。

続きまして、5ページ目をごらんいただきたいと思いますが、審査の概要でございます。まず1つ目のポツに書いてございますが、今回、新たに設置する予備送信所が使用する電波は、主送信所が使用する電波の範囲内であることから、電波法第3章に定める技術基準に適合していると認められます。それから、2つ目のポツといたしまして、本整備により、放送の安全・信頼性のより一層の向上が図られるということで、放送法施行規則に定めております技術基準、いわゆる安全・信頼性基準でございますが、これへの適合性が認められることから、放送法第121条第1項の規定にも適合しているということで、審査としては適合していると認められるということでございます。

その他といたしまして、これは参考でございますが、NHKといたしましては、デジタル総合テレビ、あるいはラジオの第1放送について、災害等への対策を強化したいということで、今回、島根県松江の放送局についてのご審議をいただきますけれども、平成31年度にはそれぞれこの表に書いてあるとおり、それぞれの地域の送信所を強化していきたいということで、そういったことを計画しておるといったことでございます。

続きまして6ページには、参考までに安全・信頼性基準ということで、放送法の施行規則の中で定めております予備機器の整備ですとか、あるいは耐震機

能の強化と、現行で電気通信設備に求めております内容でございまして、この中で黄色いハッチングしておりますけれども、放送局の送信設備についてさらに強化する内容だということでございます。

あと、参考として7ページに、こういった変更のうち軽微なものについては、この電監審には諮問せずに許可をさせていただいております、今回はそういう意味で、新たに主送信所を別の地域に鉄塔を設けるということでございます、この関係について諮問させていただくものでございます。

概略は以上でございます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。もしございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

じゃ、1点、私のほうからお尋ねさせていただきたいのですけれども、大きな災害等に対処するために、現用送信機に対して、今同じ場所に第2装置、すなわち代替送信機があるのですが、大災害等で、澄水山が被災したときに備えて別の場所が必要だということで、第3装置として予備の装置を枕木山に設置するという、ある種のサイトダイバーシティというのでしょうか、別の場所に設置する重要性はよくわかります。ただ、非常時ということもあって、かなり減力して送信されて、先ほどのご説明ですと、澄水山の主送信所がカバーする世帯数は19万世帯なのに対し、枕木山からの第3装置につきましては、カバー世帯数が11万6,000世帯まで、割合にすると6割強かなと思うのですけれども、減ってしまいます。非常時なので仕方がないのではないかというご説明だったのですけれども、ちょっと考えますと、非常時だったとしても少し増力して、世帯カバー率をもう少し上げることはできないのでしょうか。

○坂中放送技術課長 実はこれ以上増力すると、確かにサービスエリアは広がるわけでございますが、枕木山は既に鉄塔がございまして、それで米子地区、

別の地区に対して放送電波を送っております。そういう意味もございまして、予備送信所のパワーをさらに上げることになると、やはりほかの地域との干渉が起きる可能性が出てきてきますので、そういうこともございますので、今回予備という形で、あくまで現行のサービスエリアの中で干渉が起きない範囲での出力という形で申請者も希望してございますので、そういう意味で詳細な干渉の検討もすることなく、予備として許可を審査できるという状況でございます。

○吉田会長　じゃ、干渉の問題を考慮した結果、これぐらいの送信電力、100Wに決まったという経緯があるわけですか。

○坂中放送技術課長　はい。

○吉田会長　わかりました。どうもありがとうございました。

ほかにご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第27号につきましては、諮問のとおり許可することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長　それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

(3) 日本放送協会の旧熊本放送会館の建物を貸与する業務の認可について

(諮問第28号)

○吉田会長　それでは、次に諮問第28号「日本放送協会の旧熊本放送会館の建物を貸与する業務の認可について」につきまして、湯本放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○湯本放送政策課長　湯本でございます。それでは、私のほうから諮問第28

号につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、認可申請の概要でございます。NHKは放送法第20条第14項の規定に基づきまして、同条第3項1号に定める業務として、「旧熊本放送会館の建物を貸与する業務」を行うことについて、認可申請があったものでございます。

具体的な業務の内容といたしましては、熊本市から、協会の保有する旧熊本放送会館の建物につきまして、熊本地震からの復旧復興に資するべく、熊本城再建に必要な部材、震災関連資料の保管庫等として利用したい旨の依頼があったため、現用に供していない当該建物を同市に対して貸与するものということでございます。

業務を行うことを必要とする理由といたしましては、本件の貸与によりまして、熊本地震からの復旧復興に利用されることは、地域社会の公益に資するというところでございます。

実施計画の概要でございます。対象となる施設は今申し上げました旧熊本放送会館の建物、3階建て、1階の床面積が合計3,218.14平方メートルでございます。昭和37年12月に建った建物でございます。現在では使用されておられません。具体的な必要経費・貸与等の価格につきましては、この業務の実施に当たりましては、熊本市が貸与期間中における当該建物につきまして、維持管理の経費を負担するとともに、固定資産税及び都市計画税に係る非課税の措置を講じるため、必要経費が発生しないといったことで、無償貸与としております。また、貸与期間につきましては、認可後速やかに実施し、平成33年4月末という期間となっております。

その他の事項といたしまして、この業務にあわせまして、旧熊本放送会館の土地も同時に貸与する必要がございますが、この点につきましては、既に包括的に認可を受けている「協会の保有する土地を一般の利用に供し、または賃貸する業務」として実施するものでございますので、今回の認可の対象外でござ

います。また、熊本市は、旧熊本放送会館の所在地につきましては、これは熊本城の旧城域内に位置し、昔の千葉城の跡として、歴史的・文化的な価値が非常に大きく、この地域全般的に保存、景観の保全等が必要な地区であるという認識を持っていることから、今回の建物及び土地の貸与業務にあわせまして、同市から旧熊本放送会館跡地の購入に向けた協議についても依頼がありまして、NHKとしても協議に応じることとしているということでございます。

この点につきましては、具体的に、熊本城の特別史跡となっている部分とNHKの旧熊本放送会館の跡地との関係でございますが、NHKの旧熊本放送会館は熊本城の旧城域の中にございまして、熊本市といたしましては、全体的に最終的にこの地域まで特別史跡として拡大したい意向を持っているということでございます。

続きまして、本件に係る審査の結果でございます。具体的にまず審査項目としまして、本業務が公共放送たる協会が行うにふさわしいものであることという項目につきましては、今申し上げたとおり、熊本市の復旧復興に貢献する業務であることから、地域社会の公益に資するものであり、公共放送たる協会が行うにふさわしい業務と認められるということでございます。

2点目といたしまして、本業務が協会の目的を達成するための円滑な遂行に支障を与えないものであることという点につきましては、既にこの放送会館につきましては、昨年11月に新施設が竣工し、本年の6月から新施設への移転が完了しているということでございまして、業務の円滑な遂行には支障を与えないものであると認められるということでございます。

3点目、本業務が民間といたずらに競合しないものであることという点につきましては、今回、申請があった業務につきましては、あくまでも熊本城の再建に必要な部材、震災関連資料の保管庫として利用したいという旨が熊本市から寄せられております。このような依頼に基づき実施するものであり、いたずら

らに民間と競合しないものであると認められるということでございます。

4点目、本業務が営利を目的としないものであることということにつきましては、先ほど申し上げたとおり、熊本市側で固定資産税及び都市計画税に係る非課税措置を講ずるため、新たに必要経費も発生せず、無償で貸与するものでございます。

したがいまして、本業務は営利を目的としないものであると認められるという点でございまして、以上の審査項目を踏まえて、本件については適当であると認められるので、申請のとおり認可することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○林委員 すいません、では、1点。

○吉田会長 林先生、お願いします。

○林委員 資料の2ページの(4)の②の部分なのですが、ただいまのご説明ですと、熊本市が遺構の保存や景観の保全等が必要との見地から、今回の建物の貸与にあわせて熊本市から会館跡地の購入に向けた協議についても依頼があり、協会としても協議に応じるということでございました。確かに景観保全の必要のためという公益目的の重要性については、全く異存はないわけでございますけれども、その一方で、協会は放送法に基づく特殊法人でもございますし、協会の管理資産は基本的には受信料収入に由来している部分がほとんどであると承知しておりますので、今後の売却手続につきましては、受信契約者、もっと広く言うと、国民への説明責任を十全に果たすという見地から、この会館跡地はなにぶん熊本城に隣接する一等地でございますので、随意契約といった契約形態ではなくて、競争入札の可能性というものを視野に入れながら、

契約締結に至る交渉過程であるとか契約手続について、十分な透明性の確保に留意していただきたいと思っております。これは意見でございます。

○湯本放送政策課長 おっしゃるとおりであると思っております、今後こちらの熊本市の遺構につきましては、熊本市の依頼に基づきまして、先ほどもご説明したとおり、NHK側といたしましては、今後、売却の協議というものも進めていくこととなりますが、今ご指摘ございましたとおり、やはり公共放送であるということを十分に踏まえて、きちんと透明性を確保するとともに、きちんとした説明責任というのを果たしていくということは私どもも重要だと思っております、今後もその経緯を見守ってまいりたいと考えているところでございます。

○吉田会長 よろしく申し上げます。

○松崎委員 1つよろしいですか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○松崎委員 昭和37年に建設されているのですね。もう55年ぐらいたってありますが、コンクリートの寿命は50年と聞いたような気がするのですけれども、この建物自体の安全性はどのようなのですか。地震があった地域にある築55年の建物の安全性が大変気になります。

○湯本放送政策課長 基本的に熊本市が使おうとしているのは、熊本城の再建に必要な部材であるとか、一時的に熊本城から中にある資料等を保存する保管庫として使うということなので、もちろんこれは倒れないにこしたことはないのですが、通常の業務に使うようなものとは性格が異なると聞いております。

また、いずれにしましても、そこは逆に貸与期間が過ぎた後は、これは建物自体を更地に戻した土地として使いたい意向であると聞いております。

○松崎委員 保管したところにまた倒落があるとか、持ち運ぼうとしていた人がけがするなどが無いよう、安全管理に気を使っただけたらと思います。

○湯本放送政策課長　そうですね、こちらのほうからも伝えておきたいと思えます。

○吉田会長　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第28号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田会長　それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

（情報流通行政局職員退室）

○吉田会長　それでは、次の総合通信基盤局の職員入室まで、しばらくお待ちください。

（総合通信基盤局職員入室）

諮問事項（総合通信基盤局関係）

○電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（無線局免許申請手続等に係る規制緩和等を図るための制度整備）

（諮問第29号）

○吉田会長　それでは、審議を再開させていただきます。

では、諮問第29号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（無線局免許申請手続等に係る規制緩和等を図るための制度整備）」につきまして、野崎電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○野崎電波政策課長 諮問第29号の説明資料に基づいてご説明させていただきます。

説明については2ページ目にまとめておりますので、2ページ目をごらんください。まず、今回の改正ですけれども、改正の主な目的というところがございますように2点ございます。1点目が、無線局免許申請等に係る電子申請の普及・促進を一層進めるための制度整備です。これまで電子申請における入力様式と書面の申請書式等の様式の違いがございました。その違いにより申請項目等の配置が異なっていることを改善し、様式を統一していくというものでございます。2点目ですけれども、あわせて総合無線局監理システムにおけるデータベースの充実や無線局の免許人の方々の管理態勢の向上等を踏まえまして、規制の簡素合理化を図る制度整備でございます。

具体的には改正の概要にまとめさせて頂いております。3ページ目をごらんください。諮問事項についてまずご説明させていただきます。1点目ですけれども、様式が定まっていなかったものの申請書等の様式化を図るものです。電波法の無線局の免許の申請等に関してはかなりいろんな書類をつける必要がございます。

先へ行って申しわけありませんが、具体的には8ページをごらんください。無線局免許等の審査をするためにさまざまな書類がございまして、これまで書類によっては様式が定まっていないものが結構ございました。これを今回、総合無線局監理システムのバージョンアップの機会と合わせて、なるべく書類の様式を決めて、しかも、電子申請と書面申請の様式を統一化するというので、機械による可読化をどんどん進めていくというものでございます。それが3ページ目の①のところでございます。具体的には点線の枠の中に注とありますが、これらの様式について定めたり改正したりするというのが今回の諮問事項の対象でございます。様式につきましては、諮問の対象外の様式についても今回、

整備を行うことにしております。全体像については先ほどの8ページ目をご覧ください。

3ページですけれども、次の②でございます。あわせて再免許申請時に添付する書類のうち省略できるものを拡大するもので、免許人の方々のご負担を軽減するためのものです。②にありますように、現に免許を受けているものと、無線局の事項書、工事設計書に記載されている内容が同一の場合は、省略することを可能にするというものでございます。

③でございますけれども、あわせて電子申請を促進していくために、免許期限の3カ月前までがこれまでの再免許申請期限でございましたが、それを1カ月前までとするというものでございます。これにつきましては、3ページの③にありますように、船舶局、航空機局などのものから順次始め、将来的には1カ月前というのをほかの局にも拡大していく予定です。

④については、パーソナル無線につきましては新規免許、再免許がございませんので、関係する規定を削除するものでございます。以上が諮問事項の主なところでございます。

諮問事項以外のところを今回あわせて改正しておりますので、ご紹介させていただきます。4ページ目のひし形の3つ目でございます。今回、免許状の掲示義務の一部廃止を行う予定でございます。無線局に備え付けておくことで、無線局監理上支障がないと判断されるものについては、掲示義務を廃止するものです。ただし、国際条約等の関係から掲示しておく必要性があるもの、例えば船舶局とかいうものについては掲示義務を残すものでございます。

その次が4つ目のひし形でございます。免許証票の廃止でございます。免許証票は移動する無線局に備え付けるということになっています。ここに現物を持ってきておりますので、ご覧ください。ここに緑色の「無線局免許証票 総務省」というシールがございまして、これは年によって色が変わるものですが、

これを今まで無線局については貼っておりました。これにつきましては、免許人の方々にも負担がかかるということと、無線局のデータベースシステムが充実しております、今は呼出符号とか、免許人名を入れることによって、その免許が実存するかどうかというのをシステム的にチェックできるということから、この証票についても今回、廃止するものでございます。これにつきましては、警察とか関係機関にもご説明しているところでございます。

5 ページ目でございますが、その他の規定ということで、フロッピーディスク等の規定の廃止とかいうものがございます。

6 ページ目と7 ページ目でございますが、施行日について、6 ページ目が平成30年の3月1日を施行予定としているもので、規制緩和によって免許人の利便性を向上するようなものが対象です。7 ページが平成31年1月1日を施行予定としているもので、こちらは無線局データベースシステムの改修がこの時期になりますので、書面の様式と電子申請の様式を統一化するとともに、様式適宜だったものについても様式をきちっと定めて、コンピューターによる可読化を進めていくというものでございます。

13 ページまで飛んでいただきまして、パブコメの結果でございます。今回、21 件の提出意見がございました。具体的には様式の見直しとか、免許証票の廃止とか、掲示義務の廃止等についての賛同意見のほかに、免許証票の廃止については、廃止によって免許の有無の確認がちゃんとできるのだろうかという質問がございました。これにつきましては、無線局の確認は無線局データベースに必要な情報を入れることによって、その実在を確認できるということがございますので、関係当局にも説明しながら、今回廃止することで、免許人の方々にシールを貼っていただくご不便も取り除いていくという制度改正でございます。また、様式の見直しについては、コメントを踏まえて、必要な修正を行っているものでございます。

今回の改正によって、電子申請が一層進むことを目指しておりまして、関係機関、関係者への説明をきっちりと進めていきたいと思っております。

本諮問事項の説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、あるいはご意見等ございましたら、お願いいたします。どうでしょうか。

私のほうから一言コメントさせて頂きたいと思います。規制緩和ということで基本的には非常に結構なことではないかと思えます。1つだけちょっと気になりましたのは、パブリックコメントにもあったのですけれども、これまで免許証票が貼ってあったものがなくなっても、データベースがしっかりしているので、それですぐ確認できるというご説明だったかと思うのですけれども、こういう移行時には往々にして、検索される方がデータベースにうまくアクセスできないとか、データがあったとしても何らかのトラブルが発生するという事態が発生し得るのではないかと思えます。そこら辺は多分十分準備されて臨まれるのかと思えますが、かなり大きな変更のように理解していますので、そういうトラブルが発生した場合の対応というのをぜひよろしくお願ひしたいなど。そのあたりがちょっと気になったものですから、その点だけお願いしておきたいと思えます。

○野崎電波政策課長 ご指摘のとおりで、証票を貼ってあっても、証票は簡単なシールですので、結局のところ総合通信局に問い合わせ、ちゃんと免許を取れているかとか、あるいは技適の番号、こういう番号のシールを貼っているけれども、ちゃんと技適が取れているかというふうに最終的には総合通信局の職員とやりとりしながら確認します。そういう意味で証票は、昔の免許の数が少なかったころはいろんな意味はありましたけれども、今はむしろ非常に多くの免許人の方に一々貼り直しをしてもらうなどご負担をかけております。しか

もスマートフォンで簡単にデータベースにアクセスして、免許が存在しているかどうかは確認できますし、技適については実際に総合通信局に問い合わせするなど、職員を介した免許の監理業務を行っておりますので、移行期間で不都合が起こらないように、しっかりとした人的なサポートで円滑な移行を進めていきたいと思っております。

○吉田会長 ぜひよろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。なお資料の8ページから9ページ、10ページとずらっと様式見直しの概要というのがありましたが、相当たくさんのフォーマットが変わるわけですか。

○野崎電波政策課長 種類は結構ありますが、移行措置として、当面昔のフォーマットで申請いただいても対応するとか、十分な移行対策は進めていこうと思っております。

○吉田会長 いずれにしても、移行した暁には非常に簡素化された形になり、規制がある程度緩和されることになるわけですね。

○野崎電波政策課長 今、免許人の方から電子申請と書面の例えば項目が並んでいる順番が違うとか、電子化にしようとする、非常に入力しにくいとかいう声もあるので、電子化をどんどん進めていくために書面の様式も直しておいて、いつからでも電子申請にスムーズに移行できるような環境をつくっておくという意味の改正でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、本諮問第29号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

報告事項（総合通信基盤局関係）

（１）「周波数再編アクションプラン（平成２９年１１月改定版）」の公表について

○吉田会長 以上で諮問事項の審議は終わりました、次に報告事項に入らせていただきます。

まず、報告事項の最初ですが、「周波数再編アクションプラン（平成２９年１１月改定版）」の公表につきまして、片桐電波政策課室長からご説明をお願いいたします。

○片桐電波政策課室長 それでは、資料をご覧いただきたいと思います。「周波数再編アクションプラン（平成２９年１１月改定版）」についてでございます。

表紙めくっていただきまして、１ページをお願いいたします。

本件につきましては、先般、９月１３日に任意的な報告事項ということで事前にご報告をさせていただいた後に、パブリックコメントを実施いたしまして、１１月１０日に策定、公表をしております。１１月の本審議会が休会であったことに伴いまして、本日のご報告となりました。

今回、ご説明させていただくに当たりましては、９月の事前説明の内容からの変更点、あるいはパブリックコメントの内容を中心にご説明させていただきたいと思っておりますけれども、この後に議題といたしまして、第４世代携帯電話の割り当ての部分、それから、規制改革推進に関する部分につきましては別途ご説明がございますので、そこは簡潔にご説明させていただきたいと思っております。

１ページでございますが、毎年度、電波の利用状況調査の結果等を踏まえま

して、具体的に今後1年程度をめどに取り組むべき課題、それから、中長期的な課題、研究開発、そういったものを含めまして、何をやっていくかといったものを取りまとめておりますのが本アクションプランでございます。

続きまして、2ページ目でございます。これは前回もご説明いたしましたことでございますが、今年度のアクションプランにつきましては大きく2点の変更点を施しております、まず、重点的な取組ということで、世間的に関心が非常に高いもの、政策的な重要性が高いものを10ほど選んでおりまして、新たな章として追加してございます。

それからもう1点は、周波数の再編を行うに当たりまして、特定の周波数によらないような取組といったものが本年度は特に多々出ておりますので、そこにつきまして、新たに章を設けて取りまとめてございます。これが第3章でございます。

では、3ページ目と4ページ目でございます、これが今申し上げました重点的な取組、10の項目になってございます。内容的には、第5世代、いわゆる5G、4G等につきましての円滑な導入の取組。5Gにつきましては、2020年の5Gの円滑な導入に向けて取組を行っていくとともに、携帯電話の逼迫対策ということで、第4世代携帯電話等の割当を行っていくということでございます。

Connected Car社会の実現、これはITSの高度化を図っていくということでございます。

5GHz帯の無線LANの周波数帯拡張につきましては、無線LANのトラフィック増を見据えまして、技術的条件の検討等を進めるものでございます。

4番目は4K・8K、いわゆる超高精細度映像テレビジョン放送でございますが、2018年12月に放送開始予定でございますけれども、こちらについては変更が1点ございまして、9月のご説明の際には、BS及びCS110度

衛星につきまして、左旋円偏波の導入に関する取組というのを記してあったのですが、こちらは進捗がございましたので、削除させていただいております。なので、ここが変更点ということで赤く記してございます。

それから、V-High放送用周波数の取り扱いにつきまして、これは後ほどご説明いたしますけれども、跡地利用の検討、4ページ目にまいりますと、2020年に向けた、いわゆるオリパラ対応の周波数の有効利用でございます。

それから、次の周波数の一層の見える化への対応、これは11月時点の記述にはなりますけれども、今後の規制改革の対応を、本年6月の閣議決定に基づきまして行っていくというものでございます。

それから、医療機関における安全な電波利用の推進ということで、病院内におきましても携帯電話などが使える場所が非常に増えているということで、今後もさまざまな周知啓発活動等を行いつつ、問題がありそうなものについては技術的な検討を行っていくということでございます。

それから、IoT時代の技適表示に関する検討ということで、こちらはIoT時代になってくることに伴いまして、さまざまなデバイスとかの無線機器が超小型化される等のことによりまして、技術適合証明表示の対応が必要になっておりますので、この検討を行うというものでございます。

それから、最後の電波システムの海外展開でございますが、こちらはグローバルな日本の電波システムを、アジア諸国中心に、団体を通じて海外に展開するとともに、国際的な技術基準の乱立を防ぐための仲間づくりをするというようなことを狙いにして電波システムの普及促進を行うという取組でございます。

5ページ目からがパブリックコメントの結果の概要でございます。パブリックコメントを9月29日から10月27日まで実施させていただきまして、29社、76の意見を頂戴してございます。個人が4者、法人16者、団体等9者ということでございますが、ご覧いただくとおわかりになりますように、5

G、4Gの移動体通信システムに関する取組に関するご意見等を多く頂戴して
ございます。

6ページ以降でご説明させていただくものでないものを先にご説明させてい
ただきますと、3のConnected Carの実現の関係、4の無線LANの周波数帯拡
張関係、7番、IoT時代の技適表示関係、こちらのものにつきましては、基
本的に賛同意見でありますとか、将来的にさまざまな方式を追加してほしいで
すとか、周波数帯を拡張して欲しいというような要望が中心になってお
りますので、今後の参考にさせて頂くということで本日はご説明を割愛させて
いただきたいと思います。なお、1番から7番までのオレンジ色で塗ってあり
ます部分につきましては、先の重点的な取組の項目と一致しているものでござ
います。8番でその他ということで、2点ほど出てきております。

6ページ目からが主な意見の概要でございまして、6ページ目は第5世代携
帯電話の導入に向けた取組の関係でございます。一度ページを飛んでいただき
まして、大変恐縮ですけれども、20ページになりますが、将来の第5世代携
帯電話等につきまして、情報通信審議会でご検討しておりました報告書が9月2
7日に取りまとまりまして、これが前回のご説明後のアップデートの部分にな
ると思います。特に、5Gにつきましては2020年までの実現を目指すとい
うことで、下の表に赤枠で囲ってある部分が対象の周波数帯ということで明示
されました。3つの特定の周波数と、4つ目のWRC-19議題の候補周波数
ということで、こちらで11バンドが別途ございます。こちらが第5世代用の
携帯電話用周波数ということで、下の青枠で囲ってある部分が第4世代携帯電
話用の周波数ということになります。5Gにつきましては2020年に導入を
目指すということでございます。それに向けて、2018年度末頃までの周波
数割当を目指すということ。4Gにつきましては、後ほど詳しいご説明がある
と思いますけれども、基本的には2017年度末頃までの周波数割当を目指す

候補周波数帯として、1.7GHz帯と3.4GHz帯が明示されたということでございまして、6ページに戻っていただきますと、6ページ、7ページの5G、4Gの部分につきましては、ただいまご覧いただきました20ページの報告の内容に沿った形で、本文のほうも修正させていただいております。実質、アップデートをさせていただいたということでございます。

6ページにございますが、5Gにつきまして寄せられた主な意見としましては、なるべく早い時期の周波数割当を希望するという意見ですとか、国際動向にきちんと留意しながら、連携しながら進めてほしいということ。それから、⑤とありますけれども、9月のご説明で林委員から地域のほうも重視してほしいといったようなご要望もあったこともございますが、地域との連携も図るべきであるというようなことで、こちらについては、いずれもそういった点を踏まえてきちんとやっていきますということでございます。

7ページ目は、第4世代の携帯電話導入と4K・8Kでございまして、第4世代携帯電話につきましては、例えば人口が集中しているエリアから優先的に利用可能となるようにしてほしいという要望等をいただいております。

4K・8K高精細度放送の実現につきましては、中間周波数による既存システムへの混信、これはアンテナで受信しまして、その後、コネクターストとか、そういった部分から電波が漏洩して携帯電話等に影響を与える可能性があるということがございますので、今回、技術的な検討を行うわけでございますが、こちらは電波利用料等を利用するなどしてしっかりやってほしいということで、こちらはその予定でございまして、賛同意見としてお答えしております。

8ページ目でございます。周波数利用の一層の見える化への対応ということでございまして、特に公共用周波数の情報開示等をしっかりやってほしいというようなご要望、それから、③につきましては、テレビ局に電波が格安で売り払われていることを踏まえると、電波オークションを実施してほしいという個

人の方からのご要望がございましたが、こちらにつきましては、少なくともテレビ局に電波を販売して免許を付与しているわけではないということはきちんと否定させていただいた上で、引き続き、電波の効率的な利用に資する方策を検討していくということにさせていただいております。

次の280MHz帯広域センサーネットワーク等につきましては、2016年ごろに情報通信審議会で議論があったものでございますが、現在、水道のスマートメーター等を念頭に、企業と自治体の実用化できないかということでご意見を多数提出してこられております。こちらにつきましては、2016年時点で、需要の顕在化を待って検討を行うという整理にしてございまして、今般、ご意見が多々出てきたこともございまして、需要の精査を行いつつ、また、この方式でなければいけないのかどうか、その場合、技術的なことはどうするかといったことを検討することにいたしまして、こちらは本文のほうを修正させていただきまして、中長期的な取組として記してあったものを「具体的な取組」のほうに格上げさせていただいて取り組むこととさせていただいております。

9ページ以下につきましては、周波数表の細かい点でございます。青字につきましては、昨年度の公表版から追加、変更があったもので、追加されたもの。9ページで言えば、いわゆるPLCと呼ばれる広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用について検討を進めていくと。

10ページにつきましては、V-High放送用周波数につきましては、十分な検討を行っていくということでございましたが、こちらにつきましては、11月22日から来年の2月16日まで、参入希望調査、提案募集ですね。これは以前、NOTTVがやっておりました方式そのままに参入したいという募集のほかに、それにとらわれないさまざまな提案募集もあわせて実施することとさせていただいております。

11ページ、12ページは割愛させていただきまして、14ページまで飛んでいただきまして、列車用の制御無線を新たに導入するというごさいます。

15ページにつきましては、自営用無線、900MHz帯、こちらはオリンピック・パラリンピックの関係で使用する可能性があるということで、こちらの導入に向けた技術的検討を行うというごさいます。

16ページからは、先ほど申し上げました第4世代移動通信システムの関係がごさいます。1.7GHz帯でごさいます。

17ページにつきましては、第4世代の携帯電話のほかに、この周波数帯域で第5世代も含めまして、移動通信システムを3つの周波数帯に導入するもの。こちらにつきましては、情報通信審議会の報告を踏まえた形で修正をさせていただくというものでごさいます。

18ページに参りまして、先ほど申しましたConnected Carの関係の狭帯域通信システムの導入に関する検討を行っていくということ。

最後の19ページになりますけれども、こちらの変更部分につきましては、1つは先ほどの4K・8Kの中間周波数が他の無線システムと干渉しないか等の検討を行うというごさいます。それから、ケーブルテレビ事業用無線伝送システムの23GHz帯の技術的検討を進めること。最後が移動通信システムの第5世代の高周波数帯であります28GHz帯の検討を進めていくというごさいます。表のほうもこちらに合わせて修正をかけてごさいますので、よろしくお願いたします。

そういったことで、ちょっと駆け足で失礼いたしました、今年度もこういったアクションプランを作成してごさいます。こちらのさまざまな取組の着実な実施を進めるとともに、PDCAをきちんと進めてまいりたいと思います。ちょっと時間を長くとってしまいましたが、どうもありがとうございました。

○吉田会長 詳細なご説明、どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かご質問とかご意見等ございましたら、お願いいたします。

○林委員 一言だけ。

○吉田会長 じゃ、林先生。

○林委員 本アクションプランには周波数再編に関する非常に重要な今後の取組方針がたくさん盛り込まれているようでございまして、この間のお取りまとめに当たられまして、これは、電波部をはじめとします関係各位の皆さまが多大なご労力を費やされた結果であると拝察し、そのご尽力に対し、まずもって敬意を払いたく存じます。

本アクションプランを踏まえた今後の制度整備に当たっては、おそらく、総務省におかれましてこれから鋭意取り組まれていかれると思うのですけれども、むしろこういう時期だからこそと申しますか、国民共有の財産である周波数の利用のあり方について一部で厳しい目が向けられているこういう時期だからこそ、むしろじっくり腰を落ちつけて取り組んでいただきたい。短兵急に電波利用に対する財政的観点のみを過度に強調することは危険であります。むしろ、電波の真の有効利用とはどういうことか、であるとか、現下の周波数政策がわが国のICTのさらなる振興に資するか、ひいては公共の福祉に真に資するかどうかという骨太の視点でその改善に取り組んでいただきたい。これは各論ではなくて総論的視点であります。これは今後の要望ないし意見なのですけれども、当たり前のことではありますけれども、他方で非常に重要なところでございしますので、お願いしたいところでございます。

以上です。

○片桐電波政策課室長 落ちついて取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

私自身も、今、林先生がおっしゃいましたように、これからの重要な課題が本当にたくさん盛り込まれていて、ぜひこの方向に沿っていろいろと進めていただければと感じたところなのですけれども、1点だけ、先ほどご説明いただいた中でちょっとよく理解できなかったところがございます、お伺いさせていただきたいと思います。

3 ページのところでしょうか。重点的取組の中で4 K・8 Kのところは赤字になっていまして、左旋、右旋の円偏波のことで少し進展があったか何かでそこを外したとかいうようなご説明があったかと思ったのですけれども、どういう意味かそのところがよくわからなかったのも、すみませんけれども、ご説明いただけますでしょうか。

○片桐電波政策課室長 本件につきましては、9月にご説明させていただいた原案の段階では、BS・110度CS放送で行います4 K・8 K放送につきましては、大きな課題としては2つございましたが、1つが、左旋円偏波の追加を行うということ、こちらは周波数の割り当てを追加するというのと、あとは中間周波数が他の既存無線システムに与える影響に関する技術的検討を進めるという2点でございます、そのうち最初の1点が、既に左旋円偏波を4 K・8 Kの放送に使う制度整備が終わっておりますので、こちらを省略させていただいたということでございます。

○吉田会長 そういうことですか。わかりました。どうもありがとうございます。

○片桐電波政策課室長 新たに中間周波数という言葉を入れさせていただきまして、皆様ご存じかもしれませんが、中間周波数といいますのは、こちらはもちろん、周波数帯としては12 GHz帯を使うのでございますが、家庭の受信等におきまして、アンテナで電波を受けたときに、これを宅内に通すた

めに、一度周波数を下げるという作業を行います。そのときに、12GHz帯ですと、大体2GHz帯から3GHz帯ぐらいのところに電波を下げる、ダウンコンバートと言っておりますが、こちらを行うことになっておりまして、その際に、こちらはアンテナから同軸ケーブル等を通じて各室内等に伝送するわけですが、その時に、家庭内によくありますアンテナを突き刺すコンセントですとか、ああいった部分で被覆が必ずしもきちんとされていないようなところがあると、そこから電波が漏れ出すと。そうすると、ダウンコンバートした2GHz帯とか3GHz帯、あるいはそこからさらに周波数が変質して影響を与える周波数帯も出てくる可能性がございます。そうすると、そこを使っている、2GHz、3GHz帯ですと、携帯電話ほかいろいろな重要な無線局もございますので、こういったものに影響が出ないようにあらかじめ技術的な検討をするというものでございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○松崎委員 IoT時代のという記述がありますね。最近、IoTそのものにデメリットも考えられるというニュースとかを読みました。一般消費者としては、もろ手を挙げてIoT時代になってよかったと言えるのか、デメリットはどんなところであって、それは改善され得るのかというような、技術のところだけじゃなくて、IoTが社会全体に与える影響をわかりやすく国民に教えてくださいのような、そういう取組をしていただけたらと思うのですけれども。

○片桐電波政策課室長 IoTは、もちろん電波の世界だけではございませんので、全省的にもIoTに関する検討というものを別途立ち上げて開始されているところではございます。メリットの部分につきましては皆様ご承知かと思っておりますけれども、デメリットの点として、例えばですけれども、セキュリティの観点でサイバー攻撃に使われる心配があるのではないかというような点な

どもあると承知しておりますので、そういったところは、そういった専門の部署のほうでセキュリティー対策をきちんとやるように、別途、取り組んでいるところがございますし、また、個人情報などの扱いについても、政府一丸となってそこは取り組んでいるということでございます。

ほかにも何かご懸念の点などございましたら。

○松崎委員　そうですね。自宅用に監視カメラを買ったら、逆にそのカメラに監視されていたという事例を知り、恐ろしい時代だと思いました。理解できない技術がどんどん先に進んでいて、自分たちはそれに翻弄されるという危機感を持つ人も少なくないので、ぜひわかりやすい周知をお願いできたらと思います。よろしくをお願いします。

○片桐電波政策課室長　関連部署ともきちんと連携を図りながら、総務省だけではなく、政府全体として取り組んでいくように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○松崎委員　お願いいたします。

○吉田会長　ほかにいかがでしょうか。

1つだけ、最後にお伺いしたいのですけれども、先ほど3ページのところで、4K・8Kの1つ上で5GHz帯無線LANの拡張という話がありました。オリンピック・パラリンピックに向けてと書かれているのを拝見して、以前の審議会の中で、WiFiをオリンピックに向けて強化するために、トライバンドのチップを導入しようということで、2.4GHz帯と5GHz帯とミリ波帯でしたでしょうか、その案件がかかりまして、それをお認めしたことを思い出しました。そのときに、たしかオリンピックのときには、トライバンドのチップがかなり増えるような絵が出ていたのを記憶しているのですけれども、今、それがどのように進捗しているのか、トライバンドのチップというのがその後どうなっているのか、5GHz帯のWiFiとオリンピック・パラリンピック

という話を聞きまして、もしご存じだったらと思って、お伺いさせていただきたいと思います。

○片桐電波政策課室長 5GHz帯のWiFiにつきましては、現在、5.2GHz帯の周波数を使った公衆無線LANシステムの屋外利用に向けた技術的検討を行っているところでございますけれども、こちらのほう、基本的にIEEEとか、国際調整をした規格を使っているものと承知しております。

ミリ波帯のところについては、今すぐ思いつかないのですが、いかがいたしましょうか。

○竹内電波部長 私ども、定期的に出荷台数などを業界から聞き取りも行っておりますので、別途、次回以降になるかと思いますが、ご報告させていただきます。

○吉田会長 ありがとうございます。以前、その案件が審議にかかったときに、ミリ波のチップがオリンピックのときには増えるよという話があったことを記憶していましたので、思いつきですけれども質問させていただきました。

○竹内電波部長 すみません。今ちょっと手元にありませんので、次回以降にご報告させていただきます。

○吉田会長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、本報告事項につきましては、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(2) 第4世代移動通信システムの普及のための周波数の割当てに関する意見募集の実施について

○吉田会長 それでは次に、報告事項「第4世代移動通信システムの普及のた

めの周波数の割当てに関する意見募集の実施」につきまして、金澤移動通信企画官からご説明をお願いいたします。

○金澤移動通信企画官 4Gの追加割り当てに関する意見募集実施の案件でございます。割り当ての方針、開設指針案については、次回審議会に正式に諮問させていただき予定でございますけれども、現在、指針案をパブコメに付しておりますので、本日は、その方針に関する検討状況ということでご報告させていただきたいと思っております。

まず、資料の1ページ目をごらんください。携帯電話用周波数確保の基本的考え方でございます。左下のグラフにございますとおり、1年で1.4倍、トラヒックが4割増加していると。特にこの1年、2年のカーブが急になっているという状況でございます。これに対応するべく、システムをこれまで進化させてまいりました。一方、携帯電話用の周波数も10年間で約3倍と増えてまいりましたが、その増え幅が十分足りていないということで、逼迫している状況でございます。

このような状況を踏まえまして、2ページ目に移っていただきますと、周波数をどのように確保していくかということで、先ほどアクションプランの説明の中に出てきたものと同じでございますが、情通審の分科会で5G、長期的な周波数の確保ということと、近々の4Gの周波数の逼迫対策ということで、どのように周波数を確保するかということの考え方が整理されております。

今回の報告、諮問に関するものは4Gに関するものでございますが、1.7GHz帯については公共業務用無線局の再編を進めるとともに、終了促進措置の活用も検討し、今年度末までの周波数割り当てを目指す。3.4GHz帯は、同じく、放送業務用に使っておりますが、放送業務用の無線局の再編をして、終了促進措置を活用して、同じ時期までに周波数割り当てを目指すということでございます。

なお、この2つのバンドですが、携帯用周波数の国際標準、3GPPとなっているバンドの中で、我が国で携帯電話用にまだ割り当てられていないということで、この2つのバンドが今回の割当候補になったというものでございます。

3ページをごらんいただけますでしょうか。今の1.7GHz帯と3.4GHz帯の移行、再編のイメージでございます。上が1.7GHz帯でございます。現在は公共用固定局（防衛省）が使っております。これを高い周波数、4.5GHz帯に移行、再編し、再編後、ブルーで示しておりますように、あいたところを携帯電話用に割り当てるというものでございます。

下の3.4GHz帯につきましては、現状、放送事業者が固定用あるいは移動として放送番組素材を中継するために使っておりますが、この部分の無線局を5、6、7GHz帯という高い周波数帯に移行、再編いたしまして、同じく携帯電話用に割り当てるというものでございます。

1.7GHz帯につきましては、全国バンドで40MHz掛ける2ということ、それから、半分だけ色が塗ってあります東名阪で既に割り当てられているものの残り、北海道とか九州とか、そういった地域に限って20MHz掛ける2。それから、3.4GHz帯について80MHz幅という割り当てを予定しております。

具体的には、1ページ飛んでいただきまして、5ページをごらんいただけますでしょうか。5ページに割り当ての枠として、今パブコメにかけている指針案でございます。色で塗り分けておりますが、①、②がそれぞれFDDで対になっておりますけれども、①の全国バンド、②の全国バンドということで、20MHz掛ける2というのが2枠。それから、3.4GHz帯で40MHzの上下、上り下り同じTDD方式ですが、③、④ということで2枠。それから、米印で、先ほど少し申し上げました東名阪以外のバンドがございます。

この40MHz幅にいたしましたのは、2014年に割り当てました3.4G

H z 帯の右のほう、ドコモ、KDDI、ソフトバンクと3つ書いてございますが、3.5 GHz 帯に当たりますけれども、ここを40 MHz 幅で割り当てました。4G 導入の際に、その必要なスピードを確保するためという目的のもと、この幅を用意したものでございまして、今回も4G 普及のためということで、同様の幅ということにしております。

下に点線で囲ってありますけれども、具体的に周波数の割り当てを希望する事業者の方は、希望するバンド、具体的に言いますと、1.7の全国①、②、それから、3.4の全国③、④、あるいは1.7の東名阪以外米印、大きく3つのバンドがございます。それぞれ全国バンドについては2枠ございますので、その希望を出していただき、希望のバンドがバッティングした場合には競願審査をするという想定をしております。

6ページをごらんいただけますでしょうか。申請していただく方に最低限満たしていただく条件としての絶対審査基準と、その後、希望が競合した場合に比較するための競願時の基準がございます。その2層構造の最初の入り口でございまして、絶対審査基準として、おおよそ10項目を挙げております。以下の事項に全て適合していることということで、最初が、人口カバー率で、1.7 GHz 帯については8年後に80%、3.4 GHz 帯については5年後で50%というものでございます。この8年後、5年後というのは、それぞれ7年後、あるいは約4年後に周波数割当計画において、3.4については使用期限を既に切っておりまして、1.7については切る予定でございまして、その使用期限から1年プラスしまして、その時点を定めたものでございます。1.7についてはベーシックなバンドで広域なカバーを求めるといふこと、長期間にわたるものということから80%と少し高くしております。

②でございまして、基地局の設置場所の確保、それから、設備調達、工事体制を確保してくださいということ。

③は、必要な技術要員を確保していただきたいということ。

④は電気通信設備の安全・信頼性を確保する対策をとっていただきたいということ。

⑤は、資金調達ということで、10年間で少なくとも1年は単年度黒字を達成していただきたいということ。

6番目は、コンプライアンス、個人情報保護、利用者利益保護、これは広告での通信速度の表示などを含みますけれども、そういう適切な対応をする計画を持っていること。

7番目ですけれども、終了促進措置で、先ほど申し上げました公共業務用、あるいは放送事業者の無線局を移行させるために最低限必要な金額として、1.7GHz帯については1,950億円、3.4GHz帯は110億円を用意するということ。

8番目は、MVNOの利用を促進する計画を持っていること。

9番目は、利用者の多様な通信量需要に応じて料金設定を行う計画を有していること。

10番目は、割り当てを受けた事業者の方は、既存の事業者に事業譲渡はしないこととしております。

この中で、①、④、⑦、⑧、この4項目については、次の競願時の審査基準にも出てまいります。

7ページをごらんいただけますでしょうか。絶対審査基準、入り口となります最低限満たしていただく基準を満たした上で、希望のバンドが競合した場合には、このような基準に基づいて審査をし、審査によって、よりその基準に適合している方を割当者とするということでございます。

まず、基準Aですが、指定済周波数を有していないこと、または指定済周波数に対する契約者数の割合がより大きいことです。指定済周波数を有していな

いことというのは、携帯電話に指定されたバンドを持っていないことということですので、新規事業者のことを指します。それから、指定済周波数に対する契約数の割合がより大きい、いわゆる逼迫している事業者を評価するというものがございます。

基準Bは、8年後の人口カバー率がより大きいことということになります。

Cは、電気通信設備の安全・信頼性の計画がより充実していることということで、例えばデータ入力などの人為ミスがないかどうかとか、設備容量をきっちと確保しているかどうか、などの計画が充実しているかどうか。

基準Dですが、MVNOについて、より具体的で多様な計画を持っているかどうかということ。

Eについては、終了促進措置の金額がより大きいこと。ただし、上限値は2,110億円としております。

基準Fでございますが、同じく終了促進措置を行うに当たって、具体的な対策、あるいは体制の整備がきちと行われているか、より充実しているかどうかということ。

基準Gですが、携帯電話が現在1社も利用できない不感地域をエリア化するための具体的計画がより充実しているということについて。

これら7項目について比較審査をするというものでございます。

そのほか、HとIについて、AからGで決まらなかった場合、あるいは申請者が既存事業者のみの場合において、Hが8年後の既に割り当てられている周波数でどれだけ人口カバーできるか、あるいはIは面積をカバーできるかということにしております。

8ページをごらんください。8ページは、3.4GHz帯の競願時審査基準ですが、1.7と違うところだけを申し上げますと、基準Eのところの上限額が620億円となっております。それから、基準Gについて、3.4GHz帯がトラ

ヒックバンドということもありまして、特定逼迫区域、より混んでいる場所、トラヒックが集中している場所により早い速度の基地局を置いていただく、この計画がより充実していることということでございます。

9ページに進んでいただきますと、1.7GHz帯の想定移行スケジュールになります。1.7GHz帯につきましては、現在の無線局の利用者が防衛省ということもございまして、情報開示の観点から、総務省が一定の想定移行スケジュールを示し、申請者の計画が立てやすいようにということで開示しております。移行年度、平成30年度に関東、中国（山陽）地域、四国、九州北部、31から32年度を念頭に、信越、北陸、東海、近畿、中国（山陰）、沖縄、32から33年度で、東北南部、九州南部、33から34年度で、北海道、東北北部となっております。なるべく人口、トラヒックの多いところを早目にということがある一方、現在のシステムの移行に支障を来さないようにということで、このような順序になっております。

10ページをごらんいただけますでしょうか。3.4GHz帯を使用する放送事業者の放送局の数でございます。こちらのほうは放送事業用という特殊な装置ではございますが、民間製品ですので、どのぐらいの年数がたっているのかということ等はわかりますので、移行スケジュールを総務省で示すことはしておりません。具体的に、現在、NHK、民放等で183局が残っているということでございます。FPU、移動の放送伝送用システムについては7の無線局が残っているということでございます。

最後に11ページをごらんください。今後のスケジュールでございますが、ただいま11月18日から12月18日まで意見募集中であり、次回の電波監理審議会に諮問をさせていただきたいと考えております。答申をいただきましたら、告示、認定申請の受け付けを経まして、ひとまずのめどでございますが、3月末ごろを目指して認定の割り当てを行いたいと思っております。

駆け足で恐縮ですが、以上でございます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

林先生、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。2点、ご所見をお伺いしたいと思います。

1点目は、今回の周波数の割り当ての目的なのですが、逼迫対策のためという指針案の目的についてでございます。特定基地局開設指針を定めた電波法の27条の12を拝見しますと、周波数の割り当てというのは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する観点からこれを実施するとございます。そこに公平という文言があるわけでございますけれども、公平の概念はいろいろあると思うのですが、1つには、各キャリアグループの保有周波数帯をそろえる、周波数の量をそろえるという考え方と、もう一つは、今日ご説明のあった各グループの周波数の逼迫度をそろえるという考え方があるかと思えます。

今回、周波数の割り当ての目的が周波数の逼迫対策のためとされておりますので、おそらく各グループの周波数の逼迫度をそろえるという考え方に基づくものであると思っております。もちろん、公平の考え方は論者によって多義的だとは思いますが、公正競争の観点からしますと、より多くのユーザーを獲得した事業者により多くの周波数が割り当てられないと、競争してユーザーを獲得すればするほど、実効速度等の品質の低下を招くということになりかねませんので、競争のイコールフットイングがそもそも成り立たないということになります。つまり、事業者間の公正な競争の観点からは、逼迫度の高い事業者が逼迫度の低い事業者と同等の通信品質を保障しようとするれば、より多くの基地局を設置しなければならず、逼迫度の高い事業者に多くの負担を強いることになります。また、利用者利益の観点からは、周波数の逼迫度の高い事業者のユーザーは、通信速度など通信品質の高いサービスを受けることが困難

となりえます。

もちろん、これまでも周波数の割り当てにおいて、1MHz当たりの加入者数を算出するというようにしておりますので、逼迫度の高い事業者をそれなりに評価する仕組みにはなっていたとは思いますが、今後はまさにこれだけトラヒックが増えて、通信事業者間の公平で公正な競争を一層確保する見地から致しますと、今回ご説明のあった逼迫度に係る指標、具体的には競願時審査基準の基準Aのところでございますけれども、1.7につきましては7ページのところにございましたが、こういったところの「重みづけ」をさらに高めていくべきではないかと私は思うのですけれども、これに関するご所見をお聞きしたいというのが1点でございます。たとえば、過去、2.5GHz帯BWAの例で申しますと、逼迫度は競願時審査基準の「第二基準」の一審査項目であり、その配点は、他の審査項目と同等でしたが、今回は、この配点を多くするといったことも考えられようかと存じます。

続けて、もう1点あるのですけれども、よろしいですか。それともとりあえずここでいったん切りましょうか。

○吉田会長 続けてお願いします。

○林委員 わかりました。

2点目も同じところなのですけれども、次に「逼迫度」と言った場合の中身についてでございます。さきほど、私が周波数の逼迫度指標を重視すべきだと申し上げたことに対しては、周波数というのは移動体通信事業者の競争力の第一の源泉でございますので、周波数割り当てというのは極力均等にすべきだという意見があるのは承知してございます。と申しますのも、逼迫度は開設指針を公表する段階ですでに確定しており、開設計画の内容をいくら充実させようとも、この点での結論はある程度先が見えていますので、「特定事業者に偏重した周波数割り当てだ」と批判する事業者もあるかもしれません。このように、

逼迫重視という考え方については異論がありうるところであることも、先刻承知しているわけでございますけれども、逼迫度を評価項目にするにせよ、現在の契約数を保有周波数帯域幅の合計で除するという、この計算方法は実際の周波数の逼迫度を正確にあらわしていないのではないかという指摘もあると承知しております。また、修正の必要があるという意見があるということもまた承知しております。また、単に保有帯域の量を割るというだけじゃなくて、分母となる保有帯域の量だけではなくて、周波数の「質」も見べきだと。どの周波数帯をどのぐらいの連続帯域幅で持っているのかという質の面も見べきだという議論もあるわけでございます。

私も以前、これらについて考え、その考えを自らの論文の中で述べたこともございますが、周波数の質の考慮については、理論的にはともかく、現実には保有帯域ごとの質を定量的に評価するというのは至難の技だと思っておりますので、現時点では、今後の課題とならざるをえないのではないかと考えるわけでございますけれども、この点についてもご所見がございましたら、ご説明をいただきたいと存じます。

最後に、すみません、長くなってたいへん恐縮でございますけれども、逼迫度の計算式の分子となる部分、契約数を用いることの問題についてもいろいろご議論があると承知してございまして、例えばある社では、いわゆるライトユーザーが多く、その内訳としてそもそも利用する頻度が少ないユーザーであったり、例えば高齢者であったり、そういう方々が比較的多いという傾向があるのに対して、もう一方の会社の契約ユーザーは非常にヘビーユーザーが多いということに仮になってまいりますと、単なる契約者で除しても、実際のトラフィックを正確に反映できないのではないかという問題がございます。契約数を単純計算するという方法では、ヘビーユーザーかライトユーザーかという違いが正確に反映されないのではないかとということも考えられますので、むしろ実際の通信

トラヒック量を指標とするほうが、逼迫対策、逼迫度という見地からは適切だ
という意見もありうると思うわけですが、この点についてどのような検
討がなされたのかということについても、担当官のご所見を伺いたいところで
ございます。

○吉田会長 ありがとうございます。お願いします。

○金澤移動通信企画官 まず1点目の基準A、逼迫度の仕様をもっと重みづけ
すべきではないかという点については、重要なご指摘だと考えております。先
生のお話にあったとおり、今回の割り当てが周波数逼迫対策であるということ、
それから、指定済周波数に対する契約数の割合が、前回の割り当て後、事業者
間でさらに拡大傾向にあるということもございます。ご指摘を踏まえて検討さ
せていただきたいと思います。

2点目ですが、質について考慮すべきではないかという点でございます。こ
れは結構難しい問題でございます、例えば周波数の物理的特性に着目いたし
まして、1GHz以下、または1から3GHzの帯域、あるいは3GHz以上
と3区分するというようなおおよその区分方法によって評価するなどという方
法もあるかもしれませんが、現状では、既存事業者によって偏りが見られませ
ん。あるいは、各周波数の端末における搭載率を指標とすべきではないかとい
うような意見も一部あるのですけれども、端末の対応周波数はメーカーの判断
によって決まりますし、容易に変動し得るものでありますので、その指標を用
いることが適切かどうかという課題もあろうかと思えます。

いずれにしても、質を定量的に評価するというのはなかなか簡単ではござい
ませんので、中期的な課題とさせていただきたいと思えます。

それから、最後に、分子の考え方についてでございます。まず、ユーザーの
利用状況を踏まえてという点でございますが、絶対基準の中で、資料で言いま
すと6ページの⑨として、提供しようとするサービスについて、利用者の通信

量需要に応じ、多様な料金設定を行う計画を有することを定めております。このため、申請していただく事業者の方には、さまざまな利用ニーズに合わせた料金プランを用意していただくということが必須になっております。その上で、具体的な料金プランは各社のビジネス戦略による部分があるかと思えます。

トラヒックについてでございますが、確かに契約数で見るとというのが唯一絶対なものというわけではございません。トラヒックに着目するという方法もあるかと思えます。他方で、トラヒックに着目いたしますと、場所や時間帯によって大きく変動して安定性に欠けるということがございます。あるいは、事業者の総トラヒックを見るか、ピークのトラヒックを見るか、その捉え方もなかなか難しい点も多いかと思えますので、今回の指針では採用しないということにしたものでございます。

一方で、今後、I o T 端末の普及に伴いまして、主に人に着目した現在の契約数を分子とすることがひきつづき適切かどうか、あるいはトラヒックなどほかの指標が適切かどうかということについては、5 G 時代を見据えて、中期的な観点から検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○林委員 現状では今後の課題とする部分が多いということ、ただ、少なくとも今回については、さきほどのご説明をお聞きして、私がさきほど申し上げた諸論点について総務省内にて十分かつ綿密な検討がなされていたということがしっかり確認できましたので、安堵致しました。ありがとうございました。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○石黒代理 質問があります。7 ページ目、8 ページ目も同じなのですが、基準 A の読み方について、指定済周波数を有していないことまたは指定済周波数

に対する契約数の割合がより大きいことという意味は、申請した人の中に指定
済周波数を有していない人がいれば、その人の評価がこの項目については高い
ということですか。

○金澤移動通信企画官 具体的な得点については、検討の上、またご説明させ
ていただきたいと思いますが、念頭に置いておりますのは、有していな
いこと、基準Aに該当して最高の得点を獲得し得る方として、1つのカテゴリ
ーが新規事業者であること、もう1つのカテゴリーが最も契約者数が多いこと
ということになっております。過去の例で言いますと、この2つは同じ得点と
いうことになっております。

○石黒代理 並んだときには同じ点数なのですね。

○金澤移動通信企画官 そうですね。

○石黒代理 よりどっちが点数が高いとかではない。

○金澤移動通信企画官 ではなくて。

○石黒代理 並立。

○金澤移動通信企画官 はい。

○石黒代理 わかりました。それでは、例えば、後者の契約者数の割合が大き
いことというので見ると、3人いましたと。Aさんは新規事業者です、BとC
は既存で、指定済周波数は持っていますと。BとCを比べると、Bのほうが契
約者数の多いときに、AとBとCの評価はどうなるのですか。

○金澤移動通信企画官 一番契約者数が少ない方が劣位するのは明らかですけ
れども、新規事業者、それから逼迫している方については、前回の例で言いま
すと、同じ得点ということになります。

○石黒代理 同列なのですか。わかりました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

非常に細かい、ささいなご質問なのですけれども、6ページの絶対審査基準

の7番で、周波数移行に最低限必要な金額として、1.7GHz帯については1,950億円と記されているのですけれども、これは全国バンドの額ではないかなと思ったのですが、東名阪以外のところについてはもう少し少ない額になると理解してよろしいのでしょうか。

○金澤移動通信企画官 この点でございますが、1.7GHz帯、その前のページでご説明いたしますと、全国バンドと東名阪以外バンド、全て合わせて、ここにいる公共業務用無線局を移行させるための費用ということでございます。実際に、ちょっと細くなるのですが、案分の比率といたしまして、1対1対0.8ということで、東名阪以外と東名阪の公共業務用の無線局の配置状況に応じて0.8というのをはじいているという状況でございます。

○吉田会長 なるほど。その1対1対0.8というのは、開示されるのでしょうか。

○金澤移動通信企画官 もう既に開示されております。すみません。説明が漏れておりました。

○吉田会長 わかりました。ありがとうございました。

あと、先ほど来、基準A云々の話があったのですけれども、例えば7ページの競願時審査基準では基準Aから基準Gあるいは基準Iまでずらっと並んでいるわけですが、そこの重み付けをどうするかというのは今後議論されるわけですか。

○金澤移動通信企画官 はい。今日、林先生から重要なご指摘をいただきましたので、それを踏まえて検討させていただきたいと思います。

○吉田会長 なかなか重みをつけるのは悩ましいところかとは思いますが、

○林委員 さきほど申しましたように、私は以前、論文でこれについて指摘したことがございまして、個人的な思い入れが非常に強いものですから、今日、

長口舌になりまして誠に申し訳ございません。

○吉田会長 重要な点ですよ。

○林委員 なにとぞご容赦ください。

○吉田会長 パブリックコメントなんかでも、いろいろそのあたりも出てくるかもしれないなと思いますけれども。

ほかによろしいでしょうか。

では、本報告事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(3)「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)等に盛り込まれた電波制度改革について

○吉田会長 それでは、最後になりますが、報告事項「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)等に盛り込まれた電波制度改革につきまして、野崎電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○野崎電波政策課長 資料1ページ目からご説明いたします。

これは規制改革推進会議で9月から議論が始まりまして、11月29日に第2次答申としてまとめたものの中で、電波に関係する部分でございます。目的にありますように、新たな電波利用ニーズに対応するため、国民の財産である電波を最大限有効に活用して、機動的な再配分を行うための制度改革を行うものでございます。

(2)は、これまでの審議経過ということで、本会議は9月に議論をスタートしまして、11月29日にまとまっております。具体的な議論が行われたのは②投資等ワーキンググループというところで、第3回から第10回まで、電波について議論が行われております。

次の2ページ目にあります(3)は、構成員ですけれども、規制改革推進会議の議長は、政策研究大学院大学の田先生でして、具体的に検討が行われたワーキンググループのところに二重丸と丸の方がありますけれども、ワーキンググループの座長は政策工房の原さんでございます。

第2次答申の概要について、3ページ目でご説明させていただきます。まず、大きく4つございまして、1つ目が割当手法の見直しということでございます。そこにありますように、(2)のオークションにつきましては、メリット、デメリット、いろいろあるので、各国の課題も踏まえて、引き続き検討を継続することになっております。

(1)のほうは、新たに割り当てる周波数帯について、その経済的価値も踏まえた金額を競願手続にて申請してもらって、今までのような複数の項目、例えば人口カバー率とか技術的能力とかと合わせて総合的に評価することで、価格競争の要素も含めた周波数割り当てを決定する方式を導入するものでございます。30年度中に法案を提出する予定で、今後検討を進めていくというものでございます。

2ポツ目が電波利用料でございます。まず、(1)の電波の利用に関する負担の適正化ということで、①でございますけれども、電波の経済的価値も踏まえた電波利用料全体についての一層の適正化のために、電波の利用状況に即して特性係数、帯域区分等の算定方法を見直していくということで、こちらも30年度中に法案提出となっております、ご案内のとおり、電波利用料は3年置きに見直しておりますが、1年早目の見直しとなります。

②は①の見直しを超えた負担のあり方について検討していくというものです。

あわせて(2)ですけれども、電波利用料の使途の見直しということで、電波利用料の使途につきましても、電波の利用状況をしっかり調査していくための費用とか、周波数の移行の促進、異なるシステム間の周波数共用・干渉回避

技術の高度化など、周波数の有効利用をさらに進めていくための使途の見直しを実施することとなっております。

3 ポツ目で、帯域確保に向けた対応でございます。電波の利用状況の調査・評価を踏まえて、十分に有効利用されていない帯域について、縮減、共用、移行、再編、免許の取り消し、ここでは返上等と略しておりますけれども、円滑に行うための現行制度の運用状況と有効性を検証しつつ、以下の仕組みを構築するものです。(1)に関しては、携帯電話について、特定基地局の開設計画の認定期間終了後における周波数の返上などの仕組みを検討していくもので、こちらでも平成30年度中に法案提出を目指していくというスケジュールでございます。

4 ポツ目ですが、放送用の帯域の更なる有効利用です。こちらにつきましては、総務省において検討を行うとともに、規制改革推進会議においても引き続き検討することとなっております。

4 ページ目以降が第2次答申の抜粋で、先ほど挙げていなかったところだけ簡単に補足いたしますと、4 ページ目の2 ポツ目の電波制度改革の(2)の具体的な規制改革項目の割当て・利用状況の「見える化」でございます。

①のアですけれども、公共部門の割当状況について、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考に、より積極的に公表することが提言されています。

イの効果的な利用状況調査の実施ということで、5 ページ目の一番上ですけれども、電波の利用状況の実態をより正確に把握するため、利用状況調査を拡充すること、さらに、総務省みずから行う発射状況調査についても、重点的な調査対象帯域を設定して、効果的に調査していくということについて強調されているものでございます。

5 ページ目の一番下のウ、周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設ということで、終了促進措置の拡充・柔軟化の仕組みについて、さらに検討して

いくというものが入っております。

6 ページ目の中ほどから共同利用型の公共安全LTEの創設ということで、6 ページの真ん中ですが、警察、消防・救急、国土交通、防衛、防災など、関係省庁が共同で利用できる公共安全LTEについて、2020年までの実現可能性を含めて検討の場を設けるというものが入っております。

イのほうは、公共部門間における周波数やシステムの共用化を順次進めるために、具体的な方策を検討していくというものが入っております。

その他としましては、8 ページ目の下に周波数の二次取引のあり方について検討していくというものが入っております。

9 ページ目は、免許不要帯域の適正な確保のあり方について検討するというものが入っております。

10 ページ目ですけれども、国等が免許人になっている公共性が高い無線局についても、電波の有効利用が行われていない無線局については、電波利用料を徴収する仕組みを構築するというものが入っております。

これを踏まえまして、最後のページですけれども、12月8日に新しい経済政策パッケージというものが閣議決定されておまして、先ほどの二次答申のエッセンスがここに入って決定されております。

ご説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○林委員 1点だけ、済みません。

○吉田会長 林先生、お願いします。

○林委員 これもアクションプランで申し上げたことと全く同じことなのですが、関係各位がこの間のお取り組みを通じ非常にこれまでご尽力なされたことに対しまして、ほんとうに敬意を表したいと思います。

1点、確認の質問で恐縮なのですが、今回、この政策パッケージの中で提言された、新たな周波数割り当て手法としてのいわゆる総合評価方式の導入について、平成30年度中の法案提出を目標として、これに向けて今後検討していくということをございますけれども、新たに割り当てる周波数帯を対象にするということなので、再免許については対象にならないという理解でよろしいのでしょうか。

○野崎電波政策課長 文字通り、再免許ではなくて、新たに周波数を割り当てる場合を対象に検討していくことになります。

○林委員 わかりました。

○吉田会長 3ページの、今、林先生からもご指摘があったところの項目で、経済的価値を踏まえた金額を競願手続にて申請し、とありますけれども、括弧で書かれている周波数移行とか、共用及び混信対策等に要する費用というのは非常にわかりやすいのですが、それ以外の経済的価値というのは、どのように評価されることになるのでしょうか。これからの議論かもしれないのですが、直観的にどのように理解すればいいのか、もし何かございましたら、教えていただければと思います。

○野崎電波政策課長 先生がおっしゃったとおり、まさにその点を今後検討していくわけです。外国の例もしっかり参考にして検討していきたいと思っています。

○竹内電波部長 若干補足で、特に今、何か具体的に制度設計を決めたということではありませんが、例えばのイメージで申しますと、先ほどの報告案件で、4Gの逼迫対策で、移行費用について1,990億とか上限を設けて競願時審査を行うという説明を申し上げたかと思いますが、こういった実費ベースでの移行費用を、上限費用を超えて、負担可能額について申請を受け付けるといった考え方を導入してはどうかということをございます。そのとき、配点をどうす

るかとか、制度設計の詳細をどうしていくかということについては、今後、具体的な検討の場で意見をいただきながら、夏までに制度設計をしていきたいと考えております。今お話したのは、あくまでイメージとして申し上げました。

○吉田会長 ありがとうございます。あと、確かにいろいろおもしろいアイデアがここに盛り込まれているように思います。例えば公共用のLTEでしたか、このあたりも、海外でこういった考え方があるのでしょうか。だから、そういった海外の取り組みも参考にして、これから考えていこうということと理解してよろしいですか。

○竹内電波部長 はい。

○林委員 関連して1つよろしいでしょうか。純然たる手続的な話なのですが、この答申なるものは、他省庁たる内閣府の規制改革推進会議が文書の発出主体であって、中身自体はいろいろなアイデアが盛り込まれて、それ自体は興味深いのですが、しかるに、文書の発出主体は総務省ではございません。では、ここに盛り込まれた諸政策を実際に主管庁たる総務省におかれて実現し、制度設計していくということの根拠を整理するならば、本政策パッケージは答申を踏まえて閣議決定がなされたから、いわば閣議決定として全閣僚が合意して内閣の方針決定という手続きがとられたから、総務省が当然それを踏まえて事に当たるといふ、そういう理解でよろしいのでしょうか。今回の報告事項も含めてです。

○竹内電波部長 そのとおりです。

○林委員 わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退

室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書は、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回の開催は、平成29年12月26日火曜日の14時30分からを
予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。